

令和4年9月吉日

お客さま各位

氷見伏木信用金庫

**特殊詐欺被害防止を目的とした  
キャッシュカードのご利用限度額の一部引き下げについて**

氷見伏木信用金庫は、キャッシュカード手渡し型詐欺などの特殊詐欺による被害減少の取組みとして、以下のとおり一部のお客さまを対象に「キャッシュカードのご利用限度額の引き下げ」を実施いたします。

対象となるお客さまには、ご不便をおかけしますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための取組みとして、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

**1. 実施開始日**

令和4年10月20日（木）

**2. 対象となるお客さま・対象科目**

満70歳以上（個人事業主を除く）の方で、普通預金・貯蓄預金・カードローンのいずれかで過去3年間キャッシュカードによるお引出しの実績がない方

**3. 制限内容**

キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額（お引出し）を、20万円に制限させていただきます。

ご利用限度額を超えるお取引を希望されるお客さまは、「キャッシュカード」、「お届け印」、「ご本人が確認できる書類」をお持ちのうえ、お取引店もしくは最寄りの本支店にお申し出ください。

以上